

秘

北京アジア課長

政第158号

昭和45年1月16日

外務大臣 殿

在大韓民國

金山大使



在日韓国人遺骨について

昨年12月23日付往信政第4160号に同じ

本件については、中韓関係会議の際の

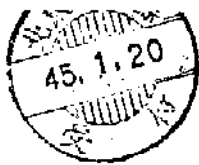
実質的合意にもとづき、いわゆる個別送

還方式による解決策が図られたこと

より、冒頭往信にて御報告のとおり、少くも

在各地において看取される限りにおいては、

韓国側が一括送還方式の相上げに同意



し、そのと見ることは無理がある。むしろ

^{韓国側では} ^{早期に}

本件を完全に解決するためには一括方式

による以外に方法は無いとの ~~意見を~~ ^{判断}

~~している~~ ~~のが~~ ~~現状~~ ~~である。~~

~~反面~~ ^{反面}

日本側において一括返還が現状では実施困難であることについても

先方はある程度理解を示している如く

であり、個別返還方式についてもその態様

如何によってはある程度好ましいとの意

向を示している。 ^{個別返還方式を推進することは意義ありと考へられ} ^{この際、我が国が}

国内的困難を回避しつつ、かつ法律的

に説明のつく範囲内で、 ^{先ずお返還の範囲を限定する} できる限り実施

の容易な方式を考へ、これを先方に提示

することが望ましいと考へる次第である。

かかる見地から、現在本省において御

このためには

検討中の対処方針案（昭和12年12月16日付、福田課長の指示せるもの）に付き若干のコメントを行なえば、次のとおりである。

(1) 遺骨引取人の範囲。

この案は本方式の最も基本的な点のひとつと考えられるところ、原案では「韓国民法 中777条に規定されている親族」までを縁故者の範囲とし、引取りを認めることとしているが、冒頭往信にて即報告のとおり各種の事情から、これでは必ずしも十分に目的が達成されないが、それが強く、少くとも、韓国において血縁と同義、もしくはこれに準じた意味をもっている同姓同市の者を含めることとし、「縁故者とは……韓国民法 中777条に規定されて

いる親族及び同姓同車の者という」と
修正する必要がある。(注参照)

(2) 遺骨運送費用の負担

原案では 6. において「...日本政府の責任
は外務省が当該遺骨を韓国大使館
に引渡しの際に終了する」と規定され、

運送費についてはとくに触れていない。
この段階で日本政府の責任を終了したとすることは暫くおいて

日本軍人として戦死した者の遺骨を遺族

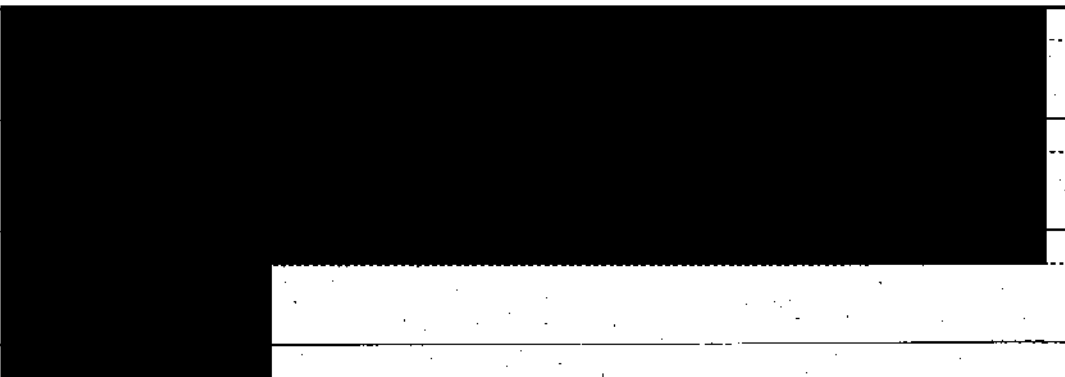
又は縁故者に引渡すことと日本政府の義
務と同一立場をとる以上(死後に国籍

が韓国籍に変更され、その取扱いは一

切韓国政府に委ねるとの立場をとらな
韓国にあり完全な韓国籍の者

限り) 運送の費用は ~~韓国~~ わが国が

負担して然るべきものである。さらに、



上記修正を盛り込んだ形の方法が
 便に日韓間で合意され、返還が順次
 行なわれることになったとしても、厚生省に
 ある243百余柱の遺骨の大部分が返還
 されるには相当の長期間を要するものと
 予想される。中には遺族及び縁故者と
 探し出し確認するのにかかる時間^{（であろう）}がかかる。^{（韓}
^{国政府としては、本件と新南紙上等で}
 公衆の衆の処置はとら得ず、目下たそ
 方法で行なわざるを得ないであろうから、
 中一、遺族等が確認されたとしても、

實際に引取りと申せるものかどの程あるか
 は必ずしも明らかでない。(当国では
 葬儀には聖像以上の多数の古書と聖像
~~聖像~~的うづけの多い遺骨を引取ることは
 大まな原則である) からである。他面、
 今後更に春の年月にわたるに遺骨と
 厚生省の安置所に残しておく結果とな
 ることは、時にふれ人道的見地から
 非難を受けるばかりでなく、あらゆる観
 念からして好ましい状態とはいえないで
 ある。右の鑑み、本使としては、前記
 の方式により処理できないものが残っ
 た場合、若くは^{上記方式}と併行して、日本国
 内の祭りの場所(たとえば千鳥ヶ淵
 等)に韓国人戦没者の慰霊塔を建

その同じ塔に
を、^{とあること}に残された遺骨を安置すること

が適当と考へる。この慰霊塔は勿論残

された遺骨のみを対象とするものでなく、韓

国^{出身}戦没者全部を対象とするものとする。

また、政府だけでなく、民間団体にこれを建立

せしめても良いであらう。いづれにせよ、こ

れにより身元不詳の遺骨は永久にここに

葬ること^と望むを得る。将来引取人があつた

ればこれを引取ることも可能である。又、将

来全部の遺骨が遺族等に引取られた

としても、朝鮮出身旧軍人軍属の慰霊塔

の持つ意味が些かも減るものとは

ならないであらう。

本信を送付先
~~宗山に~~

宗山

(注) 同姓同本について.

1. 韓国における姓の数は約300程しかあ
りか、同じ姓でもその発祥起源により
区別されており、これが宗派別を本貫と
呼ばれるものである。

例えば金氏には約106種類の本貫
があり、代表的なものとあげれば金海(金氏)

廣津、南城、慶州、高靈、光山、金峯、錦山、

羅州、樂安、扶安、^陟三鰲、尚州、瑞興、善山、

遂安、水京、順川、安東、安老、等々であり、

いづれも地名が本貫とよっている。(必ずしも

産籍がその地にあることを意味するものでは

ない) 又、朴氏には約70の本貫がある。

即ち、姓が同じであるのみならず本貫も

も同じであるものを同姓同本の者とする。

わけである。本名は戸籍に記載されている。

2. 同姓同車関係のもつ、法律的、社会的意味は次のとおりである。

第一に、同姓同車である血族の間では婚姻することができないという法律^上規定がある。

(民法第809条1項) すな

わち、同姓^同車である血族間では何親等であ

ろうとも結婚できない。この規定は立

法論的には非難に類を見ない。老範も

婚姻の禁止として批判されているが、

東社会においては極めて厳格に実施

されている。韓国においては、若い男女

が養育関係に入る前に必ず姓と車費

を同一にする。たまたま同姓同車であった場合

にはたゞちにあらめるといわれている。

このように同姓同市同宗は婚姻と同
等の限り親族と全く同等の血縁同宗
と見做されているわけである。

中二に、養子縁組と行方不明者は同姓
同等の者として扱われるべきとする風習
が広く行なわれている。法律上この種
の制約は見当りないが、一般の知識人の
中にもこの点に同様の法律上の制約があ
ると信じている人が多い。従って、この風習は
婚姻とともに一般に広く浸透し、行な
れている。

中三に、同姓同市の者の同姓として
宗親会という団体がある。これは法律
で規定された団体ではないが、車費と同

じくすの同姓の人が集って親睦をほかり、
その系譜をたどる目的をもつ組織が
ある。多くの重費が二の組織をもつてお
り、それぞれの系譜が詳細につくられ
ている。

3. 以上により明らかなように、韓国におい
ては、同姓同宗の持つ社会的意味は
小さくなく、とくに婚姻及び養子といふ重
要な人間関係において、親族と同等
又はこれに準ずる血縁関係と見做されて
いる点に注目すれば、これを「縁故者」の
範囲に含めるとは、韓国における実態上
何ら不気味はなしいといふべきであらう。
なお、財産相続においては、同姓同宗者
の地位は民法上認められているのか。

遺骨と財産と考へる必要は多く、社会的

人間的のふかさを主として考慮に入れる

のが妥当と思われれる。